

安全データシート(SDS)

1. 製品および会社情報

【商品名】 ダイヤモンドペースト用希釈液(DIAP、DIAPC付属品)
(英文名)DIAMOND PASTE DILUTION OIL(DIAP、DIAPC ACCESSORIES)

【単一化学物質・混合物の区別】 混合物

【製造者】 会社名：クリストンダイヤモンド工業株式会社
住所：〒164-0092 東京都大田区多摩川2-28-14
電話番号：03-3759-7405
FAX番号：03-3759-3166
担当部門：品質管理部

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

GHS分類：分類対象外
GHSラベル要素：分類対象外
健康に対する有害性：区分外
環境に対する有害性：区分外

【危険性】 火気厳禁

【有害性】 皮膚刺激性なし / 発がん性なし

3. 組成および成分情報

No.	名称	化学式	含有率(%)	CAS No.	官報公示番号
1	ヒマシ油	C-(CH ₂) ₅ -C-C-C=(CH ₂) ₇ -COOH	100%	8001-79-4	化審法対象外

※PRTR法に該当なし

4. 応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
症状が続く場合には、医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合：多量の水または石鹼水で洗い流すこと。その際は強く擦らないこと。

目に入った場合：直ちに流水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
目の刺激が持続する場合は医師の診断を受けること。
擦ったり、硬く閉じたりしないこと。

飲み込んだ場合：多量の水または食塩水を飲ませて吐かせること。
意識がない場合、または気分が悪い場合には無理に吐き出させず、直ちに医師の診断を受けること。

中毒を起こした場合：起こさない(報告例無し)

5. 火災時の措置

有効な消火剤：散水、噴霧水、炭酸ガス、粉末消火器、消火器、土砂
使ってはならない消火剤：火災が周辺に広がる恐れがあるため、直接の棒状注水を避けること。

6. 漏出時の措置

環境に対する注意事項：下水道・河川等に流出し、周辺環境に影響を及ぼさないように注意する。
除去方法：火気に注意しウエス、砂等に吸収し回収する。

7. 取扱いおよび保管上の注意

【取扱い】

- 技術的対策：火気、熱源等着火源近くでの使用は避けること。
換気の良い場所で使用すること。
- 安全取扱注意事項：取扱い後は良く手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。

【保管】

- 混触禁止物質：高温物、強酸化剤
- 保管条件：直射日光を避け冷所に保管すること。
未使用時には密閉容器に保管し火気に近づけないこと。

8. ばく露防止および保護措置

- ばく露：特別な有害性については知られていない。
- 適切な保護具：必要に応じゴム手袋等を使用し保護する。

9. 物理的および化学的性質

- 外観：液状
- 臭い：油脂臭
- 沸点：約300°C
- 融点：約52°C

10. 安定性および反応性

- 反応性・化学的安定性：通常の実取扱い条件下では安定している。
- 危険有害反応可能性：通常の実取扱い条件下では危険有害反応を起こさない。
- 避けるべき条件：直射日光を避け、冷暗所に保管する。
- 混触危険物質：高温物、強酸化剤との接触
- 危険有害な分解生成物：燃焼の際は、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される

11. 有害性情報

- 皮膚刺激性：データなし
- 発がん性：データなし

12. 環境影響情報

- 分解性：データなし
- 蓄積性：データなし
- 魚毒性：データなし

13. 廃棄場の注意

- 残留廃棄物：廃棄は関連法規制並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、又は地方公共団体が
廃棄物処理を行っている場合はそこに委託して処理すること。
- 汚染容器および包装：汚染容器は適切な溶剤・水で内容物を完全に除去した後、関連法規制並びに
地方自治体の基準に従った適切な処分を行うこと。

14. 輸送上の注意

【国内規制】

- 陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
- 海上輸送：船舶安全法に定められている運送方法に従う
- 航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う

【国際規制】

- 国連番号：非該当
- 品名：非該当
- 国連分類：非該当
- 海洋汚染物質：非該当

- 特別な安全対策：輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、
荷崩れの防止を確実に行う。
食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。

15. 適用法令

労働安全衛生法：非該当

毒物及び劇物取締法：非該当

消防法：第9条の3政令別表 第4指定可燃物可燃性液体類(2m³)

P R T R 法：非該当

海洋汚染防止法：施行令別第表1有害液体物質(Y類同等物質)

航空法：非該当

16. その他情報

記載内容は、現時点で入手可能な資料に基づいて作成しており、いかなる保証をするものではありません。
本データシートの内容は、新たな知見により変更することがあります。
